

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成26年5月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成26年5月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（主な指導事例については、別添参照）。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

| 調査着手件数 | 指導件数（注2） | 公正取引委員会による 勧告件数 |
|---------|--------------------------|--------------------|
| 2, 148件 | 1, 232件 （大規模小売事業者47件） | 1件 （大規模小売事業者1件） |

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成26年5月までの累計（平成25年10月～平成26年5月）。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注3）

| | |
|---------|---------|
| 製造業 | 494件 |
| 卸売業・小売業 | 246件 |
| 運輸業・郵便業 | 147件 |
| その他（注4） | 346件 |
| 合計 | 1, 233件 |

（注3） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注4） 「その他」は、サービス業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

| | |
|--------------|---------|
| 減額 | 4件 |
| 買ったたき（注5） | 962件 |
| 役務利用・利益提供の要請 | 51件 |
| 本体価格での交渉の拒否 | 235件 |
| 合計（注6） | 1, 252件 |

（注5） 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。962件のうち勧告が1件、指導が961件。

（注6） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。